(b) (a)の規定に基づく送達は、国際事務局と関係する指定官庁又は選択官庁との間で合意したときは、実施細則で定めるところにより、国際事務局が、当該官庁がその書類を検索する権能を有する電子図書館において、書類を電子形式で入手可能な状態にする時に行われたものとみなす。

百十七　94.1(b)を次のように改める。

(b) 国際事務局は、第三十八条及び44.3.1の規定に従うことを条件とし、かつ、国際出願が国際公開された後はいかなる者の請求にも応じ、役務の費用の支払を条件として、一件書類中の文書の写しを提供する。

百十八　94.1(b)の次に(c)として次のように加える。

(c) 国際事務局は、選択官庁により請求された場合に、(b)の規定により、当該選択官庁に代わり国際予備審査報告の写しを提供する。国際事務局は速やかにこの請求の詳細を公報に掲載する。

百十九　手数料表を次のように改める。

手数料表

手数料	額
一　国際出願手数料（15.2）	千四百スイス・フランに三十枚を超える用紙毎に十五スイス・フランを加えた額
一枚	
二　取扱手数料（57.2）	二百スイス・フラン
減額	
三　実施細則の規定に基づき、かつ、実施細則に規定する程度まで、次のいずれかの形式の国際出願がされた場合には、国際出願手数料から次に掲げる額を減額する。	
(a) 紙形式の国際出願にその電子形式の写しを添付した場合	百スイス・フラン
(b) 電子形式の国際出願で、明細書、請求の範囲及び要約の記述が文字コード形式ではない場合	二百スイス・フラン
(c) 電子形式の国際出願で、明細書、請求の範囲及び要約の記述が文字コード形式である場合	三百スイス・フラン
四　国際出願が次の者によつてされた場合に、国際出願手数料（三の規定が適用される場合には、同規定に基づき減額されるもの）及び取扱手数料は、七十五パーセント減額される。	
(a) 一人当たりの国民所得が三千合衆国ドル（千九百九十五年、千九百九十六年及び千九百九十七年に支払うべき分担金の分担率を決定するために国際連合が使用する一人当たりの国民所得額を平均したもの）を下回る国の国民であり、かつ、当該国に住所を有する自然人である出願人	
(b) 自然人であるか否かを問わず、国際連合によつて後発開発途上国の等級に属するものとされた国の国民であり、かつ、当該国に住所を有する出願人	

ただし、出願人が二人以上のときは、すべての出願人が上記(a)又は(b)に定める基準を満たしていなければならない。

○経済産業省告示第四百十一号

商業統計調査規則（昭和二十七年通商産業省令第六十号）第九条第一項の規定に基づき、商業準備調査名簿の様式を次のように定める。

なお、平成十一年経済産業省告示第二百八十八号（商業準備調査名簿の様式を定める件）は、廃止する。

平成十五年十二月二十二日

経済産業大臣　中川　昭一

平成１６年　事業所・企業統計調査　商業・サービス業基本調査　調査区内事業所名簿

注：事業所の名称、事業所の所在地及び電話番号に修正がある場合は，必ず赤色の筆記用具で行ってください。

都道府県名	市区町村名	市区町村コード	調査区番号

同一調査区内の事業所名簿	調査員氏名
第　枚の内　枚	
区分	調査員 / ※市区町村 / ※都道府県
調査票枚数	
同一調査区内の調査票枚数（最初の1枚に記入してください）	

本社等番号	調査区分	異動状況	事業所番号	事業所の名称	備考
本社等番号	調査区分	異動状況 1 休業 2 廃業 3 その他	事業所番号 *	事業所の名称・正式名称を記入してください。ただし，法人名は以下のように省略しても差し支えありません。株式会社…(株)，有限会社…(有)，合名会社…(名)，合資会社…(資)・通称名が記号のような場合はカタカナで記入してください。	備考 都道府県名及び市区名（郡部の場合は郡町村名）を除き，番地，ビル名，事業所（店舗）名，階まで記入してください。
1				フリガナ	
2				（通称名）〒 － 電話 －	
3					
市区町村使用欄					
1				フリガナ	
2				（通称名）〒 － 電話 －	
3					
市区町村使用欄					
1				フリガナ	
2				（通称名）〒 － 電話 －	
3					
市区町村使用欄					
1				フリガナ	
2				（通称名）〒 － 電話 －	
3					
市区町村使用欄					
1				フリガナ	
2				（通称名）〒 － 電話 －	
3					
市区町村使用欄					

総務省・経済産業省